

報第 3 号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則を教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成30年7月26日に別紙のとおり専決したので、報告するとともにその承認を求める。

平成30年8月23日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

教職員の負担軽減策を早急に講じる必要があったため。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

郡上特別支援学校講師自死事案に係る弁護士による第三者調査報告書（平成29年12月28日発表）において、大和校舎と那比校舎の2校舎体制から校舎統合への検討をすべきであるが、統合には相当の期間を要することも考えられるため、それまでの間は、学校現場で働く教職員の意見を反映した具体的な負担軽減策を講じていくことが必要であるとの指摘を受けているところ。

これを受け、時限的な負担軽減措置として、那比校舎においても学校長印を設置できるよう、所要の改正を行うもの。

2 施行日

公布の日から施行する

3 改正の内容

- ・別表に掲げるひな形以外の公印を置くことができる（第三条ただし書きの追加）
- ・その他所要の改正（第二条第二項）

4 専決理由

- ・教職員の負担軽減策を早急に講じる必要があったため。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成三十年八月三日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、同表に掲げるひな形により難いときは、教育管理課長の承認を受けて、これによらないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）新旧対照表

(新)

第一条	略
第二条	略
2 前項に掲げるもののほか、特別の理由があるときは、教育管理課長の承認を受けて必要な公印を置くことができる。	
第三条	前条第一項の公印のひな形、書体及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、同表に掲げるひな形により難いときは、教育管理課長の承認を受けて、これによらないことができる。
第四条から第九条	略
別表 (第三条関係)	略
附 則	略

(旧)

第一条	略
第二条	略
2 前項に掲げるもののほか、特別の理由があるときは、教育総務課長の承認を受けて必要な公印を置くことができる。	
第三条	前条第一項の公印のひな形、書体及び寸法は、別表のとおりとする。
第四条から第九条	略
別表 (第三条関係)	略
附 則	略